平成３０年（フ）第４１９号
福岡市早良区西新１丁目１番21―710号
債務者　江頭　道枝
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児山　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８７号
福岡県糸島市前原北４丁目16番54―304号、前住所福岡県糸島市篠原西２丁目７番72―103号
債務者　山下ゆかり
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２号
群馬県太田市岩瀬川町85番地12
債務者　小林　**廣**末
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２１号
福岡県飯塚市口原376番地３　ビレッジハウス１号棟202（前住所　福岡県飯塚市庄司125番地１）
債務者　権藤　　宏
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３３号
福岡県嘉麻市西郷921番地１　碓井出川団地35号
債務者　上塩かえで（旧姓古賀上）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠田　瑛介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第８号
大分県日田市大字上野460番地
債務者　梶原　吉隆
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一木　俊廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第１１号
奈良市高畑町563番地の４　高畑ロイヤルハイツ８号
債務者　名越　律夫
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　茂久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１６９号
広島市安佐南区八木６丁目21番１―103号
債務者　和瀬　利史
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滑川　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７７号
京都府宇治市伊勢田町大谷４番地　グランＫ’ｓ506号
債務者　ＴＣＬＡオートサービスこと　懸樋　輝彦
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６１号
京都市西京区大枝沓掛町３番地15　レーヴ・ボワＢ棟102号
債務者　中堀　元樹
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５４号
大阪府大東市錦町17番31号　錦ハイツ205号
債務者　水本　秀一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１６号
大阪市平野区平野本町１丁目16番32号
債務者　南　　信行
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３３１号
大阪府寝屋川市香里新町25番14―711号
債務者　阪本　順三
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　馨正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０号
徳島県小松島市小松島町字外開７番地の５
債務者　岡　　啓司
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２２号
山形県東置賜郡川西町大字高豆蒄449番地
債務者　佐藤　朋和
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１０号
福島県郡山市鶴見坦１丁目６番32号　ヴェルビュ鶴見坦1203号、住民票上の住所福島県郡山市長者１丁目４番25号
債務者　柳沼　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２５３号
神戸市垂水区塩屋町４丁目１番７号　中塚マンション403号
債務者　梶原　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　侑平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部